

## 館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金 Q&A

### ■ 「恋人の聖地」について

#### Q. 「恋人の聖地」とは何ですか？

A. NPO 法人地域活性化支援センター（静岡市）では、全国のプロポーズにふさわしいロマンティックなスポットを「恋人の聖地」に選定しています。館山市は平成 27 年に「恋人の聖地 鏡ヶ浦から富士の見えるまち 館山」として選定され、洲崎灯台・城山公園（展望エリア）・館山夕日棧橋の3か所をおすすめスポットとしています。

※NPO 法人地域活性化支援センター「恋人の聖地プロジェクト」WEB サイト <http://www.seichi.net>

#### Q. 補助事業で開発する新商品に「恋人の聖地」という表記やロゴを使うことはできますか？

A. 商品や包装紙等に「恋人の聖地」の表記やロゴを使用する場合、NPO 法人地域活性化支援センターに商品登録申請を行い、年間登録料を支払う必要があります。詳しくは上記の WEB サイトをご覧くださいか、市企画課までお問合せください。

#### Q. 店舗の WEB サイトやチラシ、店内掲示物等に「恋人の聖地」という表記やロゴを使うことはできますか？

A. NPO 法人地域活性化支援センターに名称申請を行えば、無料で使用することができます。ただし、例外もありますので、詳しくは上記の WEB サイトをご覧くださいか、市企画課までお問合せください。

#### Q. 「恋人の聖地 WORLD」の優待特典店舗にはどうやって登録できますか？

A. NPO 法人地域活性化支援センターが運営する「恋人の聖地 WORLD」は、全国の「恋人の聖地」で優待サービスを行う店舗情報を紹介する WEB サイト (<http://seichi.mobi/>) です。サイト上で優待特典店舗に登録でき、費用は無料です。

### ■ 対象となる事業および経費について

#### Q. すでに進めている新商品の開発についても、補助金の交付対象となりますか？

A. 補助事業の着手日は、補助金の交付決定日以降になります。

#### Q. 事業に必要な物品等であれば、すでに購入したものでも補助対象経費になりますか？

A. 補助金の交付決定日以降に契約・発注を行い、支払いを終えた経費のみが対象となります。

#### Q. 購入する物品等の消費税額は対象経費に含めても良いですか？

A. 消費税及び地方消費税相当額は、補助金の対象経費となりませんので除外してください。

#### Q. 来年度に販売・催行する経費も補助対象となりますか？

A. 補助対象となるのは、年度内に事業を完了し、平成 31 年 3 月 10 日（日）までに実績報告できる事業となります。

### ■ 申請について

#### Q. 申請は本人が持参しなければいけませんか？

A. 代理人による持参や郵送でもかまいません。なお、提出された書類内容等について問合せや関係書類の提出を求める場合がありますので、電話番号は平日でも連絡の取れるものを記載してください。

Q. 申請後、どのくらいで結果が分かりますか？

A. 平成30年10月12日（金）までに、交付または不交付の結果を申請者全員に通知します。

#### ■ 交付決定後の手続きについて

Q. 自己資金が不足している場合、実績報告前に補助金を受け取ることはできますか？

A. 補助金は実績報告書が提出された後に精算払いを行います。事前の概算払いはできません。

Q. 補助事業の内容を一部変更する場合、事前に申請が必要ですか？

A. 補助事業の内容等を変更する場合は、館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を提出してください。ただし、軽微な変更（補助対象経費の20%以内）については、申請の必要はありません。

Q. 今年度中の事業実施が難しくなりました。どうしたら良いですか？

A. 補助事業を中止または廃止する場合は、事前の承認が必要です。館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を提出してください。

#### ■ 実績報告について

Q. 補助事業の完了後、実績報告書はいつまでに提出すれば良いですか？

A. 補助事業の完了した日から30日以内に、館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金実績報告書（第5号様式）を郵送または持参して提出してください。なお、最終期限は平成31年3月10日（日）ですので、2月以降に完了予定の場合は、提出期限に注意してください。定められた期日までに実績報告書の提出が無い場合、補助金は受け取れません。

#### ■ 補助金の交付後について

Q. 補助金の交付を受けた後は、関係書類を処分しても良いですか？

A. 補助事業関係書類は、事業終了後5年間は保存しなければなりません。

Q. 補助金で購入した機械は、事業完了後に売却しても良いですか？

A. 補助事業により取得した設備等は、事業完了後5年間は処分してはいけません。

#### ■ その他留意事項

- ・提出された書類は、原則として返却しません。
- ・採択された事業は、公表することがありますので、あらかじめご了承ください。